

## 「奈良のシカ」の保護に関する基本方針（案）

### 1. 目的

「奈良のシカ」の保護に関する考え方は、『天然記念物「奈良のシカ」保護計画』に取りまとめられている。一方、シカに対する不適切な接触等の行為、鹿サポーターズクラブ会員に対する活動妨害行為など、保護の取組に支障をきたす事象が発生している。

このため、奈良のシカ保護管理計画検討委員会の関係者間で、保護に関する基本方針を再整理し、共有する。これらの考え方を継続的に発信し、公園来訪者の理解を促進する。

### 2. 原則

「奈良のシカ」とは、

- 他の地域に生息するニホンジカと同じ種であり、**野生動物である（ペットのような飼育動物ではない）**。
- 国の天然記念物（文化財）である。
- 春日大社の神鹿として保護されてきた歴史がある。

文化財であると同時に野生動物である点が重要であり、

- 『よく馴致され都市の近くでもその生態を観察することができる野生動物の群集』（文化財データベース）として、奈良公園及びその周辺の環境で自然の餌を食べ、繁殖し自立して生きている。
- 『天然記念物「奈良のシカ」保護計画』における「保護」とは、**天然記念物指定の趣旨に沿い、野生動物である「奈良のシカ」と人とのより良い共存関係を構築するための取組**である。
- 「保護」は「奈良のシカ」が野生動物との**個体群として自立して生きていくための取組**である点を強調する。野生動物である「奈良のシカ」を家畜や伴侶動物のように扱ったり、あるいは擬人化したりして親密に接する、愛護的に関わろうとする行為とは全く異なる。

### 3. 保護に関する基本方針（案）

- 「奈良のシカ」の歴史的背景を踏まえる。
  - 春日大社の神鹿として保護されてきた歴史的経緯、及び昭和 60（1985）年の農業被害を巡って農家が提起した裁判（鹿害訴訟）の和解条項を踏まえ、保護管理のための地区区分を設定し、下記のゾーニングに基づく保護管理を進めている。
    - ・重点保護地区（A 地区）、保護地区（B 地区）においては保護を行う。
    - ・管理地区（D 地区）においては農林業被害等の軋轢解消のための管理を行う。
    - ・緩衝地区（C 地区）においては保護を中心としながら、農林業被害状況に応じて柔軟な対応を行う。
  - ※これらの A～D 地区は、鹿害訴訟の和解条項に示された地区区分及び保護管理基準を、平成 28（2016）年 3 月に現状の実態に即して見直したものである。
- 保護に関するシカへの介入は必要最小限とする。
  - 過度な介入（給餌、接触等 シカに対して人が行うあらゆる行為）は人への依存を高め、シカが野生で生きていくための力を奪ってしまうだけでなく、人身事故や交通事故、寄生虫・病原菌・人獣共通感染症等のリスクを高める。
  - 負傷、疾病シカについては、動物福祉を担保し、野生復帰のための最低限の処置を行う。
  - 観光客は、シカを「見守る」ことを原則とし、シカの体に触れる等の接触はしない。
- 「奈良のシカ」を取り巻く環境の変化により生じている下記課題に対して、施策を実施する。
  - 人身事故
  - 鹿せんべい以外の給餌
  - 交通事故
  - シカに対する加害行為、不適切な接触（資料 3-2 別紙参照）
  - 踏圧等による生息環境（シバ地、隠れ場等）の劣化 等
- 奈良県は奈良市、春日大社と協力し、奈良の鹿愛護会や鹿サポーターズクラブ等と連携して施策を実施する。
  - 奈良のシカ愛護会及び鹿サポーターズクラブは、奈良県が公式に認めている「奈良のシカ」保護の連携団体である。
- モニタリングにより、個体群の状態や各種施策の効果検証を行い、科学的、順応的に施策を実施する。
  - 個体群動態
  - 成獣/幼獣・性の構成、体重等の計測 等
  - 人身事故件数
  - 交通事故件数
  - 各種施策の効果測定指標